

重要事項説明書（通所リハビリテーション用）

令和7年3月1日

1 事業所の概要

事業所名	しんど老人保健施設
所在地	〒254-0018 神奈川県平塚市東真土4-5-27
介護保険事業所番号	1452080018 号
管理者及び連絡先	管理者 木村 トミ子 連絡先 電話 0463-53-1970

2 事業所の職員体制等 定員35名

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
医師	医療業務	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
看護師	健康管理業務	1名（常勤 0名、非常勤 1名）
支援相談員	相談窓口業務	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
介護員	介護業務	10名（常勤 5名、非常勤 5名）
理学療法士	理学療法業務	4名（常勤 4名、非常勤 0名）
作業療法士	作業療法業務	1名（常勤 0名、非常勤 1名）

3 1単位目 サービス提供日、提供時間および営業時間

曜 日	月～土曜日（日および祭日、12月30日～1月3日は休み）
サービス提供時間	9：30～16：30
営業時間	8：30～17：30

4 サービス提供地域（通常の送迎の実施地域） 平塚市内

5 サービス内容

「通所リハビリテーション」は、事業者が管理運営する介護老人保健施設に通って、当該施設において、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なりハビリテーションを行うサービスです。

- ① 食事提供 昼食12：00
- ② 入浴介助 一般浴槽にて入浴介助いたします。
- ③ 特別入浴介助 特別浴槽にて入浴介助いたします。
- ④ 送迎 ご自宅まで送迎車でお迎えお送りいたします。
- ⑤ 個別リハビリテーション ご希望により以下のリハビリテーションを提供いたします。
 - 1) 理学療法
 - 2) 作業療法
- ⑥ 時間延長サービス ご希望により、サービス提供時間が8時間を越えた場合でも対応いたします。
- ⑦ レクリエーション 歌・体操・各種グループ活動のほか、ボランティアによる演芸等があります。
- ⑧ 生活リハビリについて
 - ・ 施設では、日中の離床をはじめとして、一日の生活そのものがリハビリになるよう、歌・体操・各種レクリエーションのほか、ボランティアによる演芸等を行っています。
- ⑨ サービス提供にあたっては、別添の「通所リハビリテーション計画書」に沿って計画的に提供します。
- ⑩ 血圧が高いなど体調不良の日は入浴やリハビリを中止させていただくことがあります。体調が安定しない時は主治医とご相談の上ご利用いただきますようお願いいたします。

6 利用者負担金（別紙参照）

- ① 保険の一部負担金は、保険の1割、2割または3割となる金額です。（負担割合証による）
- ② ご希望によりご利用いただくものには、以下のものがあります。各々費用がかかりますので、「利用料に関する同意書」によりお申込みください。

(1) おやつ

(2) 日用品費

(3) 教養娯楽費

- ③ 1. 利用者負担金は、月末で締め、ご利用月の翌月15日に請求書を郵送、27日（土・日・祭日等による金融機関が非営業日の場合は、その後の最初の営業日）に、ご指定の口座より自動引き落としをさせていただきます。初回ご利用前に手続きをお願いいたします。
2. 領収証は、ご利用月の翌々月初めに引き落としを確認し、15日に発送いたします。

7 当施設のサービスの方針等

- ① 利用者・ご家族のご希望を受け、“その方らしい”生活の実現に向け、サービスを提供いたします。
- ② 事故防止のための直接的な身体抑制は、例外なく行いません。
 - ・厚生労働省は身体抑制について「身体をベルトやひも等で椅子または車椅子等に縛ることは四肢の機能低下を引き起こすばかりでなく、内臓機能の廃用を起こし死に至らしめることがある。これを抑制死という」という表現で、身体抑制廃止を指導しています。
 - ・しんど老健は平成8年の開設以来、ひもやベルトを一切使わない介護を続けています。それは、ご利用者の「身体の安全を守るために、または転倒を予防するために、抑制する」ということが、ご利用者の、“人”としての「心の安全を傷つける」と考えているからです。
 - ・ご利用に際しては、国の考え方、施設の方針を十分御理解の上、当施設をお選びいただきますよう、お願いいたします。
- ③ 職員は提供するサービスの質の向上を目指し、施設内外の研修により自己研鑽に努めます。

8 サービス利用の休止

- ・体調不良の日は無理をなさらず、お休みください。
- ① お休みの際は、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。
 - ・電 話： 0463-53-1970
 - ・連絡時間： 8：30～17：30
 - ※ 当日のキャンセルは食事準備の都合上、8時30分までをお願いいたします。
 - ※ 空きを待っているご希望者もいらっしゃいますので、容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合以外のキャンセルはご遠慮下さい。
 - ② 長期間の休止（旅行、入院等の理由により1ヶ月以上）の場合、ご利用中の枠に順番待ちの方が入られる可能性がございます。再開をご希望の際は、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

9 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、別に提出していただく「利用者連絡票」によりご連絡し、救急要請などの対応をいたします。

10 協力病院等

病状の悪化・急変時には、かかりつけの医療機関受診が基本ですが、協力医療機関への受診・入院体制もっております。

くらた病院	所在地	平塚市東真土4-5-26
	電話番号	0463-53-1955
秋山歯科クリニック	所在地	平塚市明石町20-3
	電話番号	0463-23-8181
満川眼科医院	所在地	平塚市明石町23-11
	電話番号	0463-21-0460
中下耳鼻咽喉科医院	所在地	平塚市平塚4-1-3
	電話番号	0463-34-6523

1 1 非常災害対策

- ① 防災計画に沿った防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期します。
- ② 防災委員会にて、全職員に対して災害対策の教育を徹底します。
- ③ 非常食は3日分の食料を備蓄しております。

1 2 秘密保持について

当施設の職員は、職務上知り得たご利用者にかかる個人情報について、就業期間中はもちろん、離職後、またご利用者の死後までも守秘義務を遵守します。

1 3 相談窓口、苦情対応

- サービスに関するご相談や苦情に適切にお答えするために、「サービス改善委員会」を設けています。ご遠慮なくお申し出下さい。窓口は下記の担当がお受けいたします。
1F（受付）に「ご意見箱」を設置しています。

1 4 その他

- ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりはいたしません。
- ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受は一切ご遠慮させていただきます。

施設連絡先	電話番号	0463-53-1970
	FAX番号	0463-53-1975
苦情対応担当者	支援相談員	金原 清香
	介護支援専門員	伊藤 由紀夫
対応時間	8:30~17:30	

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市役所・介護保険課	所在地	平塚市浅間町9-1
	電話番号	0463-23-1111（代表） 0463-21-8790（直通）
	受付時間	8:30~17:00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447 0570-022110（苦情専用）
	受付時間	8:45~17:00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

- ☆ 平塚市以外の保険証をお持ちの方は、保険証に記載された市町村が受付窓口となります。
各市町村の介護保険担当窓口までお問い合わせください。

--

14 当法人の概要

法人の名称	医療法人財団 倉田 会
代表者名	理事長 倉田 康久
所在地・電話	平塚市東真土4-5-26 電話0463-53-1955
業務の概要	地域への医療・保健・福祉の統合的なサービスの提供
事業所	くらた病院 えいじんクリニック 倉田会メディカルサポートクリニック しんど老人保健施設 しんど訪問看護ステーション 平塚市地域包括支援センター倉田会 （平塚市高齢者よろず相談センター倉田会）

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

医療法人財団 倉田会
 事業者 事業者名 しんど老人保健施設
 説明者 印

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 印
 身元引 氏 名 印
 受人

別紙 通所リハビリテーション説明書

① 薬について

- ・ 当日必要なお薬のみ、連絡帳のビニール袋にお入れください。
- ・ 塗布薬や点眼薬、処置に必要な物品は必ずご持参ください。
- ・ 処方内容に変更があった時は、薬の内容がわかる効能書きをお迎えの職員にお渡しください。コピーをとって、お返しいたします。

② その他持ち物について

- ・ 入浴をご希望で、必要な方は着替えをお持ちください。
- ・ 金銭は基本的に不要です。貴重品等はトラブルの原因となる可能性もありますのでお持ちいただかないようお願いいたします。

④ 送迎について

- ・ 早い方は8時40分くらい、遅い方は9時30分頃のお迎えになります。
- ・ ご本人のお身体の具合を考慮させて頂いた上で、リフトの使用の有無や座席を決めさせていただきます。送迎車のルートや時間はその日のメンバーによって変わることがありますのでご了承願います。大幅に時間の変更が予想される場合は、事前にご連絡いたします。

④ 健康診断について

- ・ ご利用前に健康診断書のご提出は不要ですが、ご利用が長期になった際、ご本人の最新の健康状態を確認させていただく場合がございます。また、こちらとしては、1年に1回の健康診断（特定健康診査）をお勧めします。その際には、結果の写しをご提出ください。

⑤ 療養生活について

- 施設での生活は、いろいろな方との共同生活です。ご自分の生活を守ると共に、他の方々の生活を守るためにも、以下のことに御注意いただきますように、お願いいたします。
- ・ 宗教や習慣など、様々な方との共同生活です。ご自分の自由とともに他の方々の自由を守ることにちもご留意ください。
- ・ 喧嘩や口論、泥酔、または楽器の音を大きくするなど、他の方々の迷惑になることはお止めください。
- ・ 施設内での賭け事は、おやめ下さい。
- ・ 環境衛生を守るために、施設内の清潔、整頓にご協力ください。
- ・ 施設は皆様にご利用いただくものです。建物、設備、物品などを大切にご利用ください。
- ・ 施設利用に関する生活上の変化（住所変更・保険変更・その他）があったときは、担当の支援相談員までお届けください。

⑥ 事故報告について

- ・ 当施設では、ちょっとした生活の変化にも、できるだけ気を配るように努力しております。些細なことでも、ご家族に報告させていただくとともに、再発防止に役立てるようなしておりますので、ご理解をお願いいたします。

※施設及び職員へのお心遣いは、一切ご遠慮させていただきます。

通所リハビリテーション利用料金表(利用料その他の費用の額一覧) 基本型療養費

令和6年6月1日改定

1 利用料				
項 目	単 位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
ア 基本額				
1時間以上2時間未満				
要介護1	369 単位/日	390 円/日	779 円/日	1168 円/日
要介護2	398 単位/日	420 円/日	840 円/日	1260 円/日
要介護3	429 単位/日	453 円/日	906 円/日	1358 円/日
要介護4	458 単位/日	484 円/日	967 円/日	1450 円/日
要介護5	491 単位/日	518 円/日	1036 円/日	1554 円/日
7時間以上8時間未満				
要介護1	762 単位/日	804 円/日	1,608 円/日	2,412 円/日
要介護2	903 単位/日	954 円/日	1,906 円/日	2,859 円/日
要介護3	1,046 単位/日	1,104 円/日	2,207 円/日	3,311 円/日
要介護4	1,215 単位/日	1,282 円/日	2,564 円/日	3,846 円/日
要介護5	1,379 単位/日	1,455 円/日	2,910 円/日	4,365 円/日
イ 加算額				
入浴介助加算	40 単位/回	43 円/回	85 円/回	127 円/回
短期集中リハビリテーション 実施加算	110 単位/日	117 円/日	233 円/日	349 円/日
重度療養管理加算	100 単位/日	106 円/日	211 円/日	317 円/日
中重度者ケア体制加算	20 単位/日	22 円/日	43 円/日	64 円/日
栄養アセスメント加算	50 単位/月	54 円/月	106 円/月	159 円/月
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位/日	6 円/日	11 円/日	17 円/日
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	同意日の属する月から6月以内 560 単位/月	591 円/月	1,182 円/月	1,773 円/月
	同意日の属する月から6月超 240 単位/月	254 円/月	507 円/月	760 円/月
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	同意日の属する月から6月以内 593 単位/月	626 円/月	1,252 円/月	1,877 円/月
	同意日の属する月から6月超 273 単位/月	288 円/月	576 円/月	864 円/月
栄養改善加算	200 単位/日	211 円/日	422 円/日	633 円/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位/月	43 円/月	85 円/月	127 円/月
リハビリテーション 提供体制加算	28 単位/回	30 円/回	59 円/回	89 円/回
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22 単位/日	24 円/日	47 円/日	70 円/日
退所時共同指導加算	600 単位/回	633 円/回	1,266 円/回	1,899 円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用単位数+加算にサービス別加算率(8.6%)を乗じ算定			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本利用単位数+加算にサービス別加算率(8.3%)を乗じ算定			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	基本利用単位数+加算にサービス別加算率(6.6%)を乗じ算定			
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	基本利用単位数+加算にサービス別加算率(5.3%)を乗じ算定			

ウ 減算

送迎減算	送迎が行われない場合 47単位/日（片道/日）	50 円/日	100 円/日	149 円/日
業務継続計画未策定事業所	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			

2 運営基準に定められたその他の費用

項 目	金 額	
その他の日常生活費	実費	①ご利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用 【歯ブラシ、化粧品、ハンドソープ、タオル等の日用品であって、ご利用者個人又はご家族等の選択により利用されるもの】 ②ご利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用【ご利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画等）や行事に係る費用】

3 その他の費用

項 目	金 額	
食事代	668円(税込)	食材料費及び調理費
おやつ代	209円(税込)	実費相当
おむつ代	199円/枚(税込)	リハビリパンツ
	189円/枚(税込)	紙おむつ
	47円/枚(税込)	パッド